

特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会 提出資料

疾病リスク低減表示のあり方について

令和3年1月22日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

理事長 矢島 鉄也

○基本方針の確認

第1回検討会の配布資料及び各委員の議論を踏まえ、さらに諸外国における疾病リスク低減表示制度をもとに表示内容の基準について提案を行う。

日本人の食事摂取基準（2020年版）や各種医療専門学会のガイドライン等の科学的な根拠に基づく疾病リスク低減表示を新たに導入する。

○提案と意義

定型文を用いた「疾病リスク低減表示」を望む既許可トクホについては、「一律移行」してはどうか。

「公知の事実」となっている根拠に基づいた、わかりやすい定型文を付与することで、国民のヘルスリテラシーと消費者教育に大きく貢献することができる。

○考え方

既に許可を受け、トクホの保健の用途の表示（特定の保健の目的、例えば「血圧が高めの方に適した」）が認められている製品であって、その保健の用途が、専門医学会がガイドラインで示している「診断に用いるバイオマーカー」に直接係るもので、その「診断に用いるバイオマーカー」と「疾病リスク」の関係が「公知の事実」となっている場合は、既許可表示に定型文を付加した「疾病リスク低減表示」への一律移行を導入してはどうか。

健康日本21（第2次）では、健康寿命の延伸を実現するために、血圧については食生活・身体活動などの対策推進により、国民の収縮期血圧の平均値を10年間で4mmHg低下させることを目標としている。

○具体的なイメージ

定型文と既許可表示の2段階表示とする。

定型文は専門医学会のガイドライン等、科学的根拠に基づくものとする。

※ 専門医学会のガイドラインで受診勧奨の基準となるものも併記する。

（例）

120/80mmHgを超えた血圧は脳心血管病のリスクが高くなります。

（定型文の例：日本高血圧学会 高血圧治療ガイドライン2019 p4）

本品は△△を含むので、血圧が高めの方に適した食品です。（既許可表示）

※ 140/90mmHg以上の方は医療機関への受診をお勧めします。

日本健康・栄養食品協会は、この「一律移行」のための事務的な手続きのお手伝いをさせていただく用意がある。